

広島県告示第三百六十五号

広島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程（平成十二年広島県告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「広島県土木建築部都市局建築総室建築指導室」を「広島県都市局建築課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。